



LEGAL
PARTNERS
ACROSS
ASIA

Kelvin Chia Yangon Ltd (KCY)

Level 8A, Union Financial Center, Corner
of Mahabandoola Road and Thein Phyu
Road, Botahtaung Township, Yangon.
(951)8610348 / 8610349
csg@kcyangon.com
www.kcpartnership.com

KCY ニュースレター No. 70

2022 年 9 月 5 日

ミャンマーにおける外貨規制の概要

1. 概要

これまでのミャンマー中央銀行による外貨規制は以下の通りです。

日付	Notification/Instruction	概要
2022 年 4 月 3 日	Notification No. 12/2022	<ul style="list-style-type: none">● 国内居住者は、海外から取得した外貨は 1 営業日以内に兌換が必要。● 国外送金には、外国為替監督委員会の承認が必要。● 既存の外貨建て残高の兌換については、今後の規制に従う。
2022 年 4 月 3 日	Order No. 4/2022	上記 Notification No. 12/2022 において、国内居住者が海外から取得した外貨の兌換における為替レートは、1 米ドル=1850 チャットとする。
2022 年 4 月 5 日	Order No. 5/2022	連邦政府及び連邦省庁は、Notification No. 12/2022 の適用が除外される。
2022 年 4 月 5 日	Order No. 6/2022	ミャンマーチャットへ両替をする前の外貨の被仕向送金に関し、外国為替取引の許可を有する銀行（「AD 銀行」）は特別な要件が課され、また、ミャンマーチャットへ両替する際に 1 米ドルにつき 3 チャットのサービス手数料を徴収しなければならない。
2022 年 4 月 20 日	Instruction Letter FE-1/69	以下、Notification No. 12/2022 の規定の適用除外である。 <ul style="list-style-type: none">● ミャンマー投資委員会が承認する外国直接投資● 経済特別区内の投資● 外交官及びそれに準ずる外国人スタッフ

		<ul style="list-style-type: none"> ● 国連職員及び国連通行証保有のミャンマー国民 ● ミャンマー開発庁の外国人職員 ● 国際機関、非政府国際機関、開発庁の外国人職員 ● 国営/私営の国際線航空会社
2022年4月26日	Order No. 7/2022	中国-ミャンマー貿易プログラム、タイ-ミャンマー貿易プログラムに参加する輸出入業者に対して適用除外を認める。
2022年7月13日	Instruction Letter FE-1/744(Ka)	AD銀行が顧客に対してオフショアローンの返済を一時的に停止することを貸金業者と交渉できる旨知らせるように指示。
2022年7月15日	Instruction Letter FE-1/754	外国資本が35%以下の企業は外貨を2022年7月18日までにミャンマーチャットへ両替するように指示。
2022年8月5日	Notification No. 36/2022	輸出業者について、輸出代金の最大35%まで外貨を保有することができる（下記2.参照）。
2022年8月10日	Order No. 11/2022	外貨の売却、購入、兌換は、基準レート±0.3%範囲内で行う（詳細については下記3.参照）。
2022年8月16日	Instruction Letter FE-1/PaKa/1957	Notification No. 12/2022の適用が除外されている事業者が受領する外貨について、実施できる外貨取引について（詳細については下記4.参照）。
2022年8月26日	Instruction Letter FE-1/PaKa/2071	輸出代金の35%相当額は、FESCの承認がなくても輸出業者の自己使用やAD銀行を含む第三者への売却を認める（詳細については下記5.参照）。
2022年8月30日	Notification No. 39/2022	ミャンマーに送金された非居住者の外貨所得に関し、当該非居住者の自己使用又は第三者（AD銀行又は他者であるかは問わない）への売却を許可する（詳細については下記6.参照）。

2. ミャンマー中央銀行による輸出代金の兌換に関する通達

2022年4月3日、ミャンマー中央銀行は、Notification No. 12/2022を発行し、2022年8月5日に輸出業者が受け取る輸出代金の兌換に関する Notification No. 36/2022を発行しました。この Notification では、輸出業者は、輸出代金の35%までは外貨として保有することが認められています。

3. ミャンマー中央銀行による外貨の売却、購入、両替に関する通達

2022年8月10日、ミャンマー中央銀行は、Order No. 11/2022を発行し、ミャンマー中央銀行の基準レートから±0.3%範囲内で外貨の売却、購入、両替を行うにはライセンス（すなわち、公認外国為替取引業者ライセンス、両替ライセンス及び送金業務ライセンス）が必要である旨通知しました。

4. ミャンマー中央銀行、外国為替取引のライセンスを有する銀行に対し、Notification No. 12/2022の適用が除外されていた事業者による外貨の利用に関する通達を公表

2022年8月16日、ミャンマー中央銀行は、これまでNotification No. 12/2022の適用が除外されていた外国為替取引のライセンスを有する銀行（以下、「AD銀行」）に対し、例えばミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission)の承認を得て運営する外国直接投資、経済特区内の投資に関し、(a)外国から取得した外貨を自己の使用に利用すること又は(b)外貨を第三者（AD銀行又は他者であるかは問わない）へ売却することについて許可する旨発表しました。

また、ミャンマー中央銀行は、Notification No. 12/2022の適用が除外されていた事業者が実施できる外貨取引に関して、以下発表しました。

(1) 適用除外されていた企業、組織、個人は、海外から取得した外貨について、オフショアでの収益の100%をいかなる者に対して（AD銀行又は他者であるかは問わない）売却することが認められます。

(2) 上記(1)記載の適用が除外された者から外貨を購入した企業、組織、個人は、当該購入した外貨の使用が認められており、購入から30日以内に自己使用できない場合にはAD銀行への売却が認められます。

(3) 適用が除外された者又は適用が除外された者から購入した者であるかに関わらず、国外への取引を伴う外貨の自己使用について、AD銀行は外国為替監督委員会(Foreign Exchange Supervisory Committee)の承認を有する場合のみ当該国外への取引を行うことができます。

5. ミャンマー中央銀行、輸出代金による外貨の使用に関する通達を公表

上記2.に関して、輸出業者から受け取る輸出代金の65%分の変換に関するNotification No. 36/2022に続き、ミャンマー中央銀行は、2022年8月26日、Instruction Letter No. FE1/PaKa/2071（輸出代金の兌換に関する文書）を発行しました。本文書は、輸出代金の35%はミャンマーチャットへの兌換を義務付けず、輸出業者の自己使用や第三者（AD銀行又は他者であるかは問わない）への売却を認めています。

輸出代金の兌換に関する文書は、以下の貿易に関連する取引に限り、AD 銀行が輸出業者の外貨の 35%を保持できるように手続きすることを認めました。(a) 輸出業者の自己使用に関する取引、(b) 第三者（AD 銀行又は他者であるかは問わない）への譲渡、(c) 外国為替監督委員会の承認はないが、AD 銀行の手続き、現行のミャンマー中央銀行の notifications、instructions、directives に遵守したミャンマー国外への送金。また、輸出代金の兌換に関する文書によると、AD 銀行は、外国為替監督委員会の承認なく、輸入代金の支払いに関する全ての書類等が揃っている輸出業者国外への輸入代金の支払い、取引が可能です。

しかし、輸出代金の兌換に関する文書によれば、貿易に関連しないオフショアについては、AD 銀行は外国為替監督委員会の承認を得るために以下の評価スキームに合う送金が必要となります。

(1) オフショアローンの元本及び利息の返済に関し、AD 銀行は、ミャンマー中央銀行が承認した返済スケジュールに従っているか否かを評価する。

(2) 利益や配当の送金に関し、AD 銀行は、企業の損益計算書、配当金又は利益の本国への資金回帰に関する取締役会の決議及び納税証明書について、初期の資本金の対内送金がミャンマー中央銀行に報告されたものか否かを評価する。

(3) サービス料の支払いに関し、AD 銀行は、関連するサービス契約書、請求書及び関連する書類について評価する。

(4) 旅費、医療費、教育費、会議参加費に関し、AD 銀行は、個人又は企業の実態、送金の目的や送金にかかる証拠書類を評価する。

6. ミャンマー中央銀行、非居住者による外貨所得の使用に関する通達を公表

2022 年 8 月 30 日、ミャンマー中央銀行は、ミャンマーに送金された非居住者の外貨所得に関し、当該非居住者の自己使用又は第三者（AD 銀行又は他者であるかは問わない）への売却を許可する Notification No. 39/2022 を発表しました。しかしながら、送金日から 21 日以内に外貨を取引しなければならぬ点に留意が必要です。当該期間内に取引がされない場合には、AD 銀行へ売却しなければなりません。更に、非居住者から当該外貨を購入した者は、AD 銀行を除き、購入した外貨を転売してはならず、ミャンマーに最初に送金された日から 21 日以内に自己使用をしなければなりません。

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

Cheah Swee Gim (cheah.swee.gim@kcpartnership.com)

Pedro Jose F. Bernardo (pedro.bernardo@kcpartnership.com)

Khin Leimar Ban Aye (klm@kcyangon.com)

Lyra Miragrace Flores Bisnar (lmcf@kcyangon.com)